

## 公的年金からの特別徴収（天引き）制度の変更について

平成 25 年度税制改正において、平成 28 年 10 月 1 日以降に実施する公的年金からの特別徴収（天引き）制度が一部変更されます。変更される点は以下の通りになります。

### 特別徴収税額の計算方法（平成 29 年 4 月の仮徴収から実施）

仮特別徴収税額（4 月、6 月、8 月に支給される公的年金から天引きされる税額）と特別徴収税額（10 月、12 月、翌年 2 月に支給される公的年金から天引きされる税額）の偏りを解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が変更されます。変更後は、前年の公的年金に係る所得から計算された年税額の 6 分の 1 の額を 4 月、6 月、8 月支給分の公的年金から特別徴収（天引き）することになります。（※この改正は、新たに税負担の増減が生じるものではありません）。

### ●各徴収月（4 月、6 月、8 月）の仮特別徴収税額計算方法の比較

	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
改正前	前年度分の本徴収額 ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正後	(前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		